

国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」に 君津市が上乗せ補助します（君津市中小企業等一時支援金）

市上乗せ補助金の趣旨

2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴い、飲食店の営業時間短縮や外出自粛の影響によって売上が大きく減少した中小企業等の事業継続を支援するため、国補助金に上乗せして支給いたします。

上乗せ補助金額

対象要件を満たす中小法人等に対し、法人は一律30万円、個人事業主は一律15万円を支給します。なお、申請は1事業者につき1回限りとなります。

申請までの流れ

1. 国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」を申請※
2. 国から一時支援金の給付通知を受領
3. 市の申請書類に国の給付通知を添えて、君津市経済振興課に提出（郵送のみ）

※緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金申請にあたってはアカウントの登録や登録確認機関による事前確認等が必要になります。（申請期限：令和3年5月31日）

詳しくは特設サイトをご覧ください。 <https://ichijishienkin.go.jp/>

問合せ先 一時支援金事務局 相談窓口 0120-211-240

その他注意事項

時短営業に対する協力金の支給対象の飲食店は給付対象外です。

問い合わせ先

君津市経済振興課 TEL 0439-56-1589

市上乗せ補助金の詳細は裏面をご覧ください

君津市中小企業等一時支援金 申請要領

申請期限

令和3年8月31日（火） ※当日消印有効

対象者

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金を受給した市内に主たる事業所を持つ
中小企業、個人事業主

提出書類一覧

- ①交付申請書
- ②誓約書
- ③市内に主たる事業所があることを証する書類
法人の場合：履歴事項証明書または確定申告書・別表一の写し
個人事業主の場合：営業許可証・店のチラシ・事業所の外観写真及び位置図・
確定申告書類（青色申告決算書または収支内訳書）のいずれか
- ④支援金振込先口座の通帳の写し（オモテ面と開いた1・2ページ）
- ⑤公的身分証明書の写し（運転免許証・マイナンバーカード等）※個人事業主のみ
- ⑥国からの給付通知書の写し
※申請書類の返却はいたしません。

申請書類提出先

〒299-1192 君津市久保2-13-1

君津市経済振興課 一時支援金 担当

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため原則、郵送による受付とさせていただきます。

問い合わせ先

君津市経済振興課 TEL 0439-56-1589